

8 児童福祉法にもとづく障がい児福祉サービスについて

(1) 児童発達支援

対象者	内容
障がいをお持ちの未就学児（各種障がい手帳をお持ちのかた）または、療育が必要と認められる未就学児	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援などを行います。

(2) 放課後等デイサービス

対象者	内容
障がいをお持ちの就学児（各種障がい手帳をお持ちのかた）または、療育が必要と認められる就学児	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休みなどの休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

申請先
児童課子ども家庭係（子どもセンター内） ☎ 24-2777

